

## 国土利用計画・土地利用基本計画関係資料

国土利用計画法の概要について・・・P1

福島県土地利用基本計画について・・・P3

平成 2 1 年 2 月  
福 島 県

# 国土利用計画法の概要について

## 1 国土利用計画法の目的（国土利用計画法第1条）

国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としています。

## 2 基本理念（国土利用計画法第2条）

国土の利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念としています。

## 3 国土利用計画法の体系

国土利用計画法の体系は図-1となっており、それぞれの計画の概要は次のとおりとなっています。

### （1）国土利用計画

国土利用計画は、国土利用の将来像を示す長期的な構想であり、国土の利用に関する行政上の指針となるものであり、下記事項について定めることとされています。

- ・ 国土の利用に関する基本構想
- ・ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ・ 上記の規模の目標及び地域別の概要を達成するための措置の概要

また、国土利用計画は、全国計画、都道府県計画及び市町村計画から構成され、都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画をそれぞれ基本として策定することとされており、策定状況は以下のとおりとなっています。

#### 全国計画（国土利用計画法第5条）

第一次計画	昭和51年	5月18日	閣議決定	
第二次計画	昭和60年	12月17日	閣議決定	
第三次計画	平成8年	2月23日	閣議決定	
第四次計画	平成20年	7月4日	閣議決定	（目標年次：平成29年）

#### 福島県計画（国土利用計画法第7条）

第一次計画	昭和52年	12月19日	議決・決定	
第二次計画	昭和61年	3月20日	議決・決定	
第三次計画	平成5年	3月18日	議決・決定	
第四次計画	平成13年	3月22日	議決・決定	（目標年次：平成22年）

計画書は別添参考資料2に添付

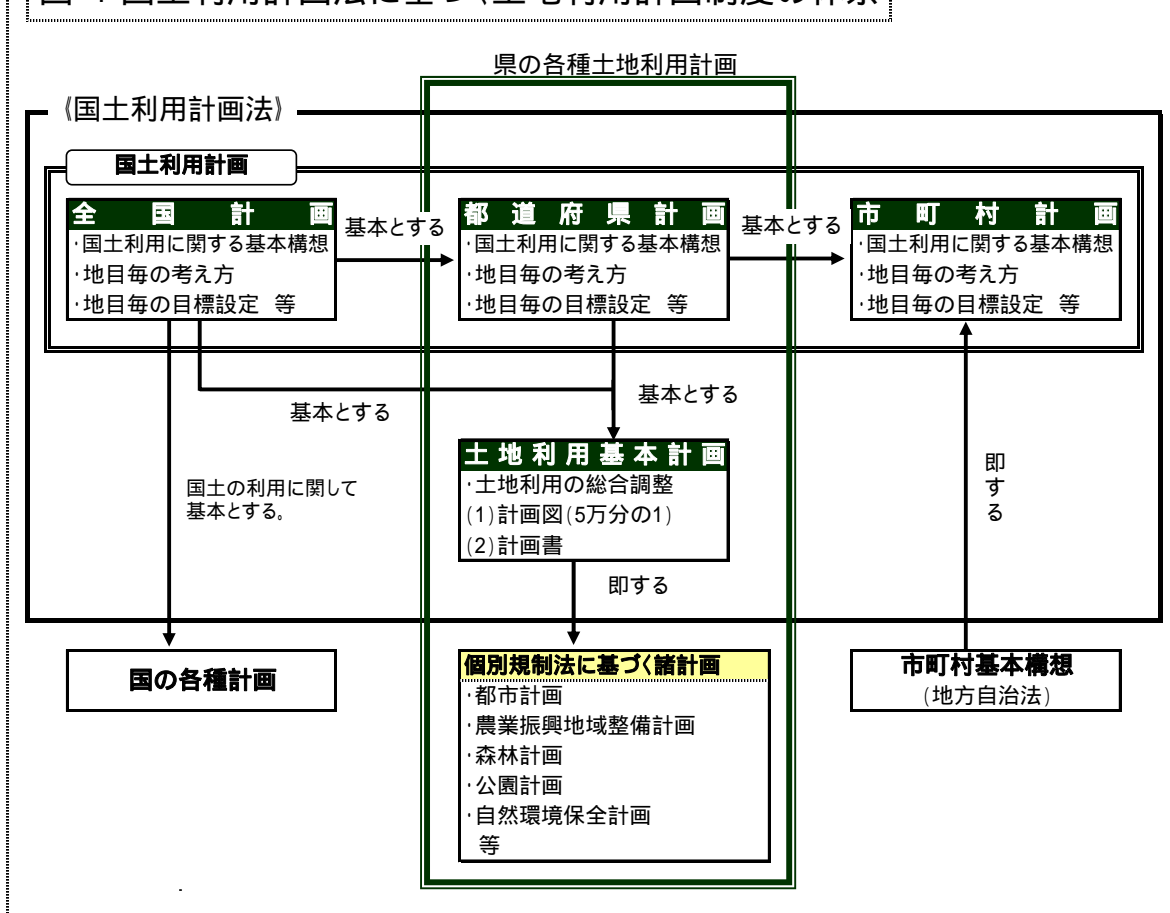
#### 市町村計画（国土利用計画法第8条）

59市町村中49市町村策定済

## (2) 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域と土地利用の調整等について定めたものです。（詳細はP3）

図-1 国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系



## 4 福島県総合計画審議会の審議対象

福島県総合計画審議会は、国土利用計画法第38条第1項<sup>1</sup>に規定される審議会その他の合議制の機関であるため、国土利用計画法に関する下記事項が審議対象となります。

- (1) 国土利用計画（福島県計画）の策定（変更）
- (2) 国土利用計画（市町村計画）に対する助言・勧告に関する事項
- (3) 福島県土地利用基本計画の策定（変更）
- (4) その他土地利用に関し重要な事項

<sup>1</sup>（国土利用計画法第38条第1項）

この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

---

# 福島県土地利用基本計画について

---

## 1 概 要

福島県土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画(全国計画及び福島県計画)を基本として、福島県の区域について総合的かつ計画的な土地利用を図るため都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域と土地利用の調整等に関する事項について定めるものです。

## 2 構 成

土地利用基本計画は、以下の二つにより構成されています。

### (1) 計画図

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域を定め、これを5万分の1の図面に表示したものを。

### (2) 計画書(別添参考資料2に添付)

土地利用の調整等に関する以下の事項について、記述したものを。

土地利用の基本方向

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

## 3 土地利用基本計画の役割

個別規制法に基づく土地利用に関する諸計画は、土地利用基本計画に即して定められることとされていることから、土地利用基本計画と諸計画は、かい離しないよう運用するとともに、諸計画に基づく地域・区域を変更する際には、あらかじめ土地利用基本計画を変更することとされています。

このことから、土地利用基本計画は諸計画の上位・先行計画として位置づけられており、主な役割は以下のとおりとなっています。

### (1) 行政内部の総合調整の役割

個別規制法に基づく土地利用に関する諸計画の地域・区域を変更する際に、土地利用基本計画の策定・変更手続きを通じて、各種法令をはじめ様々な観点から検討・調整を行うこととなることから、行政内部の総合調整機能としての役割があります。

### (2) 土地取引規制の根拠

国土利用計画法に基づく土地取引に係る届出について、その土地の利用目的が土地利用基本計画に適合しない場合、利用目的の変更を指導・勧告できることとなっていることから、直接的な規制の基準となっています。

なお、勧告する場合は、国土利用計画法第39条に基づく土地利用審査会の意見を聴くこととされています。

### ( 3 ) 間接的な開発行為の規制基準

開発行為に対しては、国土利用計画法第 10 条<sup>1</sup>の規定により、土地利用基本計画に即して、各個別規制法が土地利用に関する規制等を行うこととされていることから、土地利用基本計画は、開発行為に対する間接的な規制の基準となっています。

なお、個別規制法に明文化された規定がない場合においても「公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ」運用することとされています。

## 4 土地利用基本計画策定（変更）に係る審議について

土地利用基本計画は、前述のとおり、行政内部の総合調整の役割を果たすとともに、土地取引規制の直接的な基準としての役割を果たすものであり、また、開発に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものです。

そのため、審議会においては、具体的な開発行為の是非の判断とは異なり、幅広い視点で、次のような視点から御意見をいただくことになると考えています。

### ( 1 ) 五地域指定の適合性について

土地利用基本計画において定められる（変更する）地域について、総合的かつ広域の見地から御審議いただくことになると考えております。

具体的には、土地取引規制や各個別規制法に基づく許認可の対象となる地域・区域として妥当か否かという視点となります。

（参考）五地域の定義（表 - 1）

### ( 2 ) 行政内部の総合調整について

土地利用基本計画の内容（変更）が各個別規制法に基づく土地利用計画との相互調整が図られたものとなっているか、また、策定（変更）にあたっての個別規制法間の調整方法等は適切か等について御審議いただくことになると考えております。

---

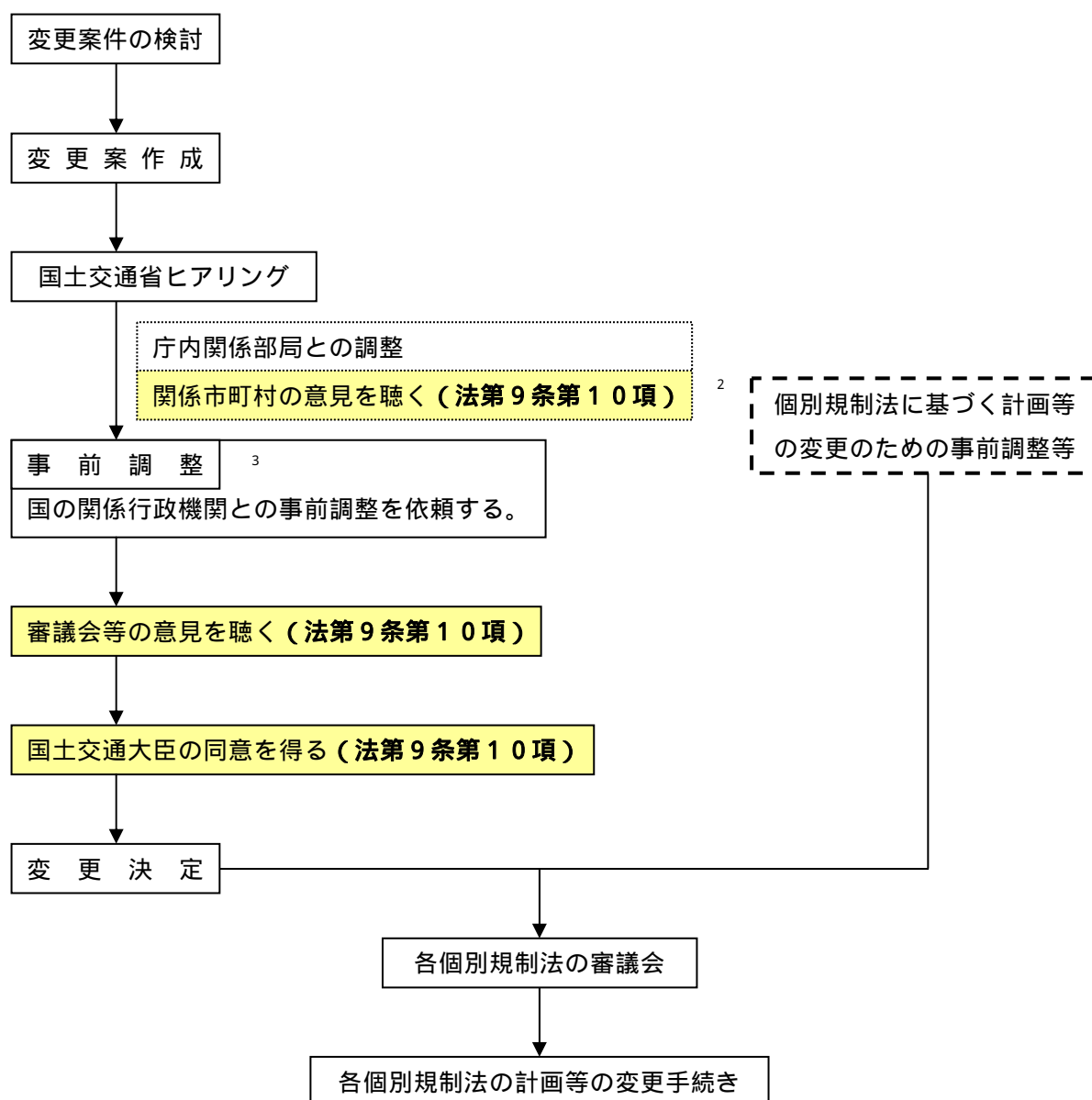
<sup>1</sup>（国土利用計画法第 10 条）

土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

表 1 五地域の定義

五地域区分	五地域の定義	
	国土利用計画法上の規定	運用
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法に基づく都市計画区域として指定されることが相当な地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域として指定されることが相当な地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林として指定されることが相当な地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域	自然公園法に基づく国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園として指定されることが相当な地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域	自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

## 図 - 2 土地利用基本計画の変更手続きフロー



<sup>2</sup> (国土利用計画法第9条第10項)

都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

<sup>3</sup> (事前調整)

国土利用計画法第9条第10項に基づく国土交通大臣への協議を円滑に進めることを目的として、同協議に先立って国の関係行政機関との事前協議を国土交通省に依頼するもの。

図 3 土地利用基本計画の体系図

